

## 「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」に関する調査業務に係る仕様書

### 1 業務名

「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」に関する調査業務

### 2 業務の趣旨・目的

本市では、新たな財源確保に向け、「セカンドハウス等の所有者への適正な負担の在り方」を検討しています。

このことから、「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」を検討する基礎資料を得るための調査業務について、受託候補者の選定を行うものです。

### 3 業務の内容

#### (1) 居住世帯のない住宅の現地調査

##### ア 調査方法

本市から提供する、固定資産課税台帳における家屋の所在地と当該家屋の所有者の住所が一致しない住宅（一戸建及び分譲マンション）のデータを基に、データ上の住宅に対して、外観目視及び写真撮影による現地調査を行い、実際に居住世帯がないかを確認する。

居住世帯がないことの確認に係る調査方法については、受託者からの提案を踏まえ本市と受託者が協議のうえ確定する。

##### イ 調査地域

調査地域は、中心区及び周辺区で最低3以上の学区等を単位とする地域とし、受託者からの提案を踏まえ本市と受託者が協議のうえ確定する。

##### ウ 調査対象

調査地域に所在する、固定資産課税台帳における家屋の所在地と当該家屋の所有者の住所が一致しない住宅（約1,500件を想定）

##### エ 調査時期

令和2年8月頃

##### オ 調査員の確保

- ・ 調査に当たっては、適切な調査を行える十分な人員を配置すること。
- ・ 調査に必要な備品等の経費は、すべて受託者において負担することとする。

##### カ 調査結果の報告等

受託者は、(1)の調査結果を本市に報告し、本市と協議のうえ、(2)の調査対象を確定させる。

#### (2) 居住世帯のない住宅の所有者へのアンケート調査

##### ア 調査方法

上記(1)の調査で把握した居住世帯のない住宅の所有者を対象に、郵送によりアンケート調査を実施する。

##### イ 調査対象

上記(1)の調査で把握したすべての居住世帯のない住宅の所有者

#### ウ 調査時期

上記(1)の調査後速やかに実施する。(令和2年9月頃)

#### エ 調査項目

非居住住宅の活用状況、回答者の属性など

#### オ 調査票の印刷・郵送

- ・ 調査に必要な調査票等は、すべて受託者の負担で用意することとする。
- ・ 調査票の内容等については、受託者からの提案を踏まえ本市と受託者が協議のうえ確定する。
- ・ 調査票回答の郵送先は受託者とし、郵送料金については受託者が負担すること。
- ・ 調査票の郵送に際し、返信用封筒を同封すること。返信用封筒については切手を貼付するなど、調査票を返却した者が郵送料を負担することのないようにすること。調査票の返信に要する経費は、すべて受託者の負担とする。
- ・ 調査票の印刷、調査票を封入する封筒及び返信用封筒に要する経費は、すべて受託者の負担とする。

#### (3) 報告書の作成

上記の調査結果を集計した上で、集計を分かりやすく図表とコメントで表現した報告書及び概要版を作成し、令和2年10月31日までに本市に電子データ及び正本2部をそれぞれ提出する。

#### (4) その他

ア 本仕様書記載の内容以外に、必要な調査を追加する場合がある。

その場合は、内容及び費用負担等について、別途本市と受託者で協議のうえ、決定する。

イ 受託者は、本市からの求めに応じて、進捗状況を随時報告することとする。

## 4 履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

## 5 提出書類

本業務の実施に当たって受託者は、契約締結の日から7日以内に次の必要書類を提出し、本市の承諾を得るものとする。

- (1) 業務実施計画書兼工程表
- (2) 人員体制表

## 6 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たり、関係法令及び本仕様書を遵守するとともに、本市の意図及び目的を十分に理解したうえで、適正な人員を配置し、正確に行う。
- (2) 業務の実施に当たっては、適時、本市と協議を行うこと。
- (3) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と本市が協議のうえ、決定する。
- (4) 委託で得られた成果物の全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、本市に帰属する。また、受託者は成果品につき、著作者人格権を行使しない。
- (5) 受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に

転用してはならない。

- (6) 提案された内容全てにおいて、実施することを確約するものではなく、内容及び金額については、双方が調整する。
- (7) 受託者は、本件業務実施中に生じた事故等に関して一切の責任を負い、事故等が発生した場合には、本市に発生原因・経過・被害状況等を速やかに報告するものとする。また、受託者が本業務によって本市又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負う。
- (8) 受託者は、貸与された資料（電子データを含む。以下、同じ。）を破損・紛失しないよう十分注意して取り扱わなければならない。
- (9) 受託者は、貸与された資料を本市の許可なく複製してはならず、また、本業務以外に使用してはならない。
- (10) 受託者は、貸与された資料（複製したものがある場合はその資料を含む）を本件業務完了後、速やかに本市に返却し、もしくは、本市の承認を得て廃棄しなければならない。
- (11) 受託者は、業務完了後、成果品に不備があった場合、本市の指示により受託者の負担において直ちに再調査等を行い、その誤りを訂正するものとする。